

最低制限価格の設定について

入札番号 2、4～6 は、最低制限価格を設定しておりますので、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者といたします。

最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした額(端数整理前)に対して、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額(最低制限基本価格)に、入札立会人のくじ引きにより決定する無作為係数(0.9950～1.0049)を乗じた額といたします。ただし、当該最低制限基本価格の額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に100分の87から100分の92までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に100分の75から100分の80までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格といたします。

また、性質その他の事由により、上記による最低制限基本価格の設定がより難しいと認められる対象工事については、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格といたします。

なお、最低制限価格は、競争入札を執行した後に公表いたします。

(最低制限基本価格の設定基準)

- | |
|--------------------------|
| ①直接工事費の額・・・設計額の97%に相当する額 |
| ②共通仮設費の額・・・設計額の90%に相当する額 |
| ③現場管理費の額・・・設計額の90%に相当する額 |
| ④一般管理費の額・・・設計額の68%に相当する額 |

○最低制限価格＝最低制限基本価格×無作為係数